

美術品補償制度部会の設置について（案）

令和 5 年 4 月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 に関する調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により審議会の権限に属させられた事項について
- (2) 上記（1）に関連する事項について
- (3) その他展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2 (1) 及び (2) に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第13期美術品補償制度部会委員（案）

（令和5年4月　日現在）

（正委員）

宮崎 法子 実践女子大学教授

（臨時委員）

井口 智子 名古屋市美術館 学芸課長
高橋 孝一 S O M P O リスケアマネジメント株式会社 首席フェロー¹
石原 耕太 株式会社共同通信社 文化事業室長
梅本 武文 公益財団法人 S O M P O 美術財団専務理事、
S O M P O 美術館館長、損害保険ジャパン株式会社顧問、
安田倉庫株式会社監査役
山梨 絵美子 千葉市美術館長 （公）日本博物館協会会长²
小坂 智子 長崎県美術館 館長

（専門委員）

鬼頭 智美 独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館広報室長³
岡部 美紀 独立行政法人国立美術館 アートリサーチセンター⁴
国際連携・発信グループリーダー⁵
坂戸 明子 ヤマト運輸株式会社 東京美術品支店
和田 浩 独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館 保存修復課長⁶

世界文化遺産部会の設置について（案）

令和 5 年 4 月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し、文化庁として講すべき施策に関する基本的事項
- (2) 世界遺産条約第 11 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- (3) 世界遺産条約第 11 条 2 に基づき、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適當と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- (4) その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第7期文化審議会世界文化遺産部会委員（案）

（令和5年4月 日付）

（正委員）

佐藤 信 東京大学名誉教授

松田 陽 東京大学准教授

（臨時委員）

池邊 このみ 千葉大学大学院グランドフェロー

大窪 健之 立命館大学理工学部環境都市工学科教授

小沢 朝江 東海大学建築都市学部建築学科教授

窪田 亜矢 東北大学教授

黒田 乃生 筑波大学芸術系教授

佐々木 葉 早稲田大学理工学術院教授

鈴木 淳 東京大学大学院人文社会系研究科教授

中嶋 節子 京都大学大学院人間・環境学研究科教授

菱田 哲郎 京都府立大学文学部教授

二神 葉子 東京文化財研究所文化財情報研究室長

三宅 正浩 京都大学大学院文学研究科准教授

本中 眞 奈良文化財研究所長

無形文化遺産部会の設置について（案）

令和 5 年 4 月 日
文 化 審 議 会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講すべき施策に関する基本的事項
- (2) 無形文化遺産保護条約第 16 条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補に関する事項
- (3) その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

文化審議会第7期無形文化遺産部会 委員名簿（案）

（令和5年4月 日現在）

（正委員）

高倉 浩樹 東北大学教授

松田 陽 東京大学准教授

（臨時委員）

大林賢太郎 京都芸術大学教授

久保田裕道 東京文化財研究所
無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長

竹内由紀子 女子栄養大学栄養学部准教授

黒川 廣子 東京藝術大学美術館教授

今井 陽子 国立工芸館主任研究員

宮田 繁幸 東京福祉大学留学生教育センター特任教授

井上 治 嵐山美術大学教授

大谷津早苗 昭和女子大学教授

笠嶋 忠幸 出光美術館学芸部次長・上席学芸員

野嶋 洋子 アジア太平洋無形文化遺産研究センター研究担当室長

博物館部会の設置について（案）

令和 5 年 4 月 日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、博物館の振興に関する事項について調査審議を行うため、文化審議会に博物館部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 博物館の振興に関する事項について
- (2) その他

3. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

第5期博物館部会委員（案）

（令和5年4月　日）

（正委員）

島谷 弘幸 独立行政法人国立文化財機構 理事長、九州国立博物館長

（臨時委員）

井上 由佳 明治大学准教授、ICOM-ICTOP メンバー

鬼木 和浩 横浜市文化観光局文化振興課長、日本文化政策学会監事

片岡 真美 森美術館 館長

佐々木 秀彦 東京都歴史文化財団 事務局 企画担当課長

橋本 麻里 美術ライター

佐久間 大輔 大阪市立自然史博物館 学芸課長

錦織 一臣 葛西臨海水族園園長

半田 昌之 公益財団法人日本博物館協会 専務理事

平井 宏典 和光大学 教授

廣安 ゆきみ READYFOR 株式会社 文化部門リードキュレーター

資料 8

文化経済部会の設置について（案）

令和 5 年 月 日
文化審議会決定

1 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、我が国の文化と経済の好循環に資する事項について調査審議を行うため、文化審議会に、文化経済部会を設置する。

2 調査審議事項

- (1) 我が国の文化と経済の好循環に資する事項について
- (2) その他

3 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

文化審議会第3期文化経済部会委員名簿

(令和5年4月 日現在)

【文化経済部会】

(委員)

島谷 弘幸 独立行政法人国立文化財機構理事長／九州国立博物館長

(臨時委員)

生駒 芳子	ファン・ジャーナリスト／一般社団法人フュートゥラディションワオ代表理事
石田 麻子	昭和音楽大学教授／学長補佐／舞台芸術政策研究所所長
大橋 弘	東京大学教授
岡室 美奈子	早稲田大学教授／早稲田大学文化推進部参与
片岡 真実	森美術館長
金野 幸雄	一般社団法人創造遺産機構理事
黒澤 浩美	金沢21世紀美術館学芸部長／チーフ・キュレーター
小池 藍	THE CREATIVE FUND, LLP 代表パートナー／京都芸術大学専任講師
後藤 治	学校法人工学院大学理事長
後藤 和子	摂南大学経済学部教授
佐伯 知紀	上智大学文学部非常勤講師／NPO法人映像産業振興機構顧問
中島 さち子	株式会社 steAm 代表取締役
森信 茂樹	東京財團政策研究所研究主幹／財務省財務総合政策研究所特別研究官
山口 栄一	一般社団法人アートパワーズジャパン代表理事
吉見 俊哉	國學院大学観光まちづくり学部教授

(専門委員)

池上 健	明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授
梅原 あすな	一般社団法人日本公共政策研究機構客員研究員
大胡 玄	大胡アートアドバイザリー合同会社代表
桶田 大介	シティライツ法律事務所弁護士
小津 稚加子	九州大学大学院経済学研究院教授
北村 明子	有限会社シス・カンパニー代表取締役社長
草野 信明	株式会社クレアツォーネ代表取締役
佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
沢山 遼	美術批評家
杉浦 幸子	武蔵野美術大学芸術文化学科教授
住谷 晃一郎	香川県文化芸術局美術コーディネーター
田口 美和	タグチ・アートコレクション共同代表
保坂 健二朗	滋賀県立美術館長（ディレクター）
山内 真理	公認会計士山内真理事務所／株式会社 THINK アドバイザリー代表

文化政策部会の設置について(案)

令和 5 年 4 月 日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令(平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号)第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則(平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定)第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

3. 構成(別紙参照)

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

文化審議会第21期文化政策部会委員（案）

（令和5年4月　日現在）

（正委員）

松田　陽　　東京大学准教授